平成２３年（フ）第２３０号
神奈川県平塚市撫子原12番26号
債務者　西川由紀江
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４２号
神奈川県厚木市恩名３丁目12番６号
債務者　奥山　幸枝
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2653番地の６
債務者　北見　信宏
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７２号
神奈川県平塚市岡崎3816番地の７
債務者　松山　直人
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９５号
新潟市中央区堀之内南１丁目17番26号
債務者　田中　裕司
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
新潟県胎内市中村浜961番地
債務者　石栗　　肇
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１３号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目174番地
債務者　出島喜久松
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県多可郡多可町加美区豊部1050番地２
債務者　伏原　朝臣
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県多可郡多可町加美区豊部1050番地２
債務者　伏原　幸江
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１７７号
香川県さぬき市志度903番地１　寺町マンション108号室
債務者　佐々木知世（旧姓岩部）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
香川県観音寺市大野原町井関99番地２
債務者　藤田　利香（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１７号
香川県観音寺市池之尻町707番地
債務者　胸組　孝則
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３３０４号
福岡県大野城市山田３丁目10番13号
債務者　石川　　大
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目56番地　ＥＱＵＡＬ那珂川403号
債務者　名嘉眞益美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県糸島市志摩小金丸2160番地
債務者　瀬知　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３８号
福岡市中央区渡辺通５丁目２番13号
債務者　明石　憲昭
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７２号
福岡市博多区千代１丁目21番16―208号
債務者　新納　隆也
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０１号
福岡市西区野方５丁目31番３号
債務者　濱田　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部